

「Brillia City 横浜磯子」 多目的スペース使用細則

Brillia City 横浜磯子団地管理組合（以下「団地管理組合」という。）は、多目的スペースの円滑な運営を目的として、Brillia City 横浜磯子団地管理規約（以下「団地管理規約」という。）第18条の規定により、多目的スペース使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（使用者）

- 第1条 多目的スペース（以下「本施設」という。）は、Brillia City 横浜磯子の住戸部分の居住者、店舗部分の占有者、貴賓館のテナント区画の賃借人並びに磯子タウンマネジメント倶楽部会員、周辺住民（以下「居住者等」という。）が第2条に掲げる目的のため、使用することができる。
2. 本施設の使用に当たっては、本細則を遵守するとともに、事故等の防止については、自己の責任においてその対策を講ずるものとする。

（使用目的）

- 第2条 本施設は、次の各号に掲げる目的のため、使用することができる。ただし、第1号及から第3号に定める目的で使用の場合は、第1号、第2号、第3号の順位で他に優先して使用できるものとする。
- (1) 磯子タウンマネジメント倶楽部がイベント等で使用する場合。
 - (2) 団地管理組合、住宅部会、店舗部会が業務上又は主催する行事で使用する場合。
 - (3) 自治会が業務上又は主催する行事で使用する場合。
 - (4) 会議、行事、懇談、サークル活動等の開催等、又は親睦を目的として使用する場合。
 - (5) 他町会等との相互間の親睦を目的として使用する場合。
 - (6) その他団地管理組合が必要と認める場合。ただし、特定の政治活動及び宗教活動その他これに類する行為のための使用は一切認めないものとする。
2. 本施設は、営利目的とする使用はすることができない。ただし、店舗部分の占有者、貴賓館のテナント区画の賃借人が使用する場合、理事会及び磯子タウンマネジメント倶楽部運営委員会が許可したのものについては、使用できるものとする。ただし、当該使用につき、団地全体共用部分に影響がある場合は、理事長の承認を得るものとする。

（使用方法）

- 第3条 本施設の使用を希望する場合には、第5条の使用申込方法により磯子タウンマネジメント倶楽部へ申込みをすることにより、本施設を使用することができる。

（使用時間）

- 第4条 本施設の使用時間は、原則9時から18時（本施設の定期清掃等実施時間帯は除く）までとする。なお、1申込みにつき使用できる時間は原則として4時間以内とする。ただし、第2条第1項第1号及び第2号で定める目的で使用の場合は、使用時間を超えて使用することができる。

（使用申込・使用者の決定）

- 第5条 本施設の使用申込み並びに使用者の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 使用申込みは、使用月の2カ月前の1日から7日迄を申込み受付期間とし、「多目的スペース使用申込書」に使用責任者、使用日時、来訪先等必要事項を記載のうえ、磯子タウンマネジメント倶楽部に提出するものとする。
 - (2) 使用者の決定は、申込み受付最終日の翌日に抽選を行うものとし、結果については、当選者のみに連絡する。なお、抽選により使用者となった者は、結果通知後、速やかに使用料を磯子タウンマネジメント倶楽部に支払うものとする。
 - (3) 第2号で申込者がいない日については、原則として先に申込みを行ったものが本施設を使用することができる。ただし、当日の申込みの使用はできない場合があること。なお、使用料は申込み時に支払うものとする。
 - (4) 申込み後、7日以内に「共用施設使用申込書」及び使用料を磯子タウンマネジメント倶楽部に提出及び支払いをしない場合は、申込みが取り消されるものとする。
2. 前項により本施設の使用となった者がその使用をキャンセルできる期間は、使用日の2日

前（前々日）の磯子タウンマネジメント倶楽部執務時間までとし、それ以降のキャンセルについては、使用料の払い戻しを行わないものとする。

（使用料）

第 6 条 本施設の使用料は、磯子タウンマネジメント倶楽部会員については1時間当たり1,000円とし、その他の使用者は、1時間当たり3,000円とする。ただし、使用時間の単位は、1時間単位とし、1時間未満の場合は1時間に切り上げとなるものとする。なお、磯子タウンマネジメント倶楽部が主催する活動等で使用する場合及び団地管理組合、住宅部会、店舗部会及び自治会が業務上使用する場合は無償とする。

（扉の鍵の開閉）

第 7 条 本施設を使用する場合は、磯子タウンマネジメント倶楽部で貸出しする鍵で開閉して使用するものとする。

（使用予定の閲覧）

第 8 条 磯子タウンマネジメント倶楽部は、居住者等が本施設の使用予定状況を把握できるように、磯子タウンマネジメント倶楽部事務局で使用予定状況を閲覧できるようにするものとする。

（使用に関する事項）

第 9 条 本施設の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）備付器具・備品等は正しい用法に従って大切に取扱い、汚損又は破損しないようにすること。
なお、誤って汚損又は破損した場合は直ちに磯子タウンマネジメント倶楽部に届出ること。
- （2）喫煙はしてはならないこと。
- （3）騒音等に十分配慮すること。また、大声で騒ぐ等の行為は慎み、他の住戸部分の居住者、店舗部分の利用者及び周辺住民の迷惑にならないようにすること。
- （4）発火、引火、爆発等の危険性の高い物品又は劇薬物、不潔、悪臭のある物品を持ち込んではないこと。
- （5）備え付けの備品類は持ち出さないこと。
- （6）ペットをつれての使用はできないこと。
- （7）火気取扱に注意すること。
- （8）未成年者のみの使用はできず、必ず保護者が同伴すること。
- （9）使用終了後には、紙屑等の清掃、片付け及び電気等の消灯を行って退室すること。
- （10）使用者が持ち込んだ物は、本施設内に放置することなく必ず持ち帰ること。

（運営の委託業務）

第 10 条 本施設の管理運営業務を磯子タウンマネジメント倶楽部に委託するものとする。

（原状回復義務）

第 11 条 使用者が本施設を損傷し、又は備品等を毀損又は紛失したときは、使用者は自己の責任と負担において原状回復しなければならない。

（使用の取消等）

第 12 条 磯子タウンマネジメント倶楽部又は団地管理組合は、本細則を遵守しない使用者に対して、本施設の使用を制限、中止させ、以後の使用を認めないことができるものとする。

（免責事項）

第 13 条 磯子タウンマネジメント倶楽部及び団地管理組合並びに管理受託者は、使用者の本施設の使用そのものにかかわる事故、怪我等の損害については、一切その責任を負わないものとする。

（使用料の会計処理）

第 14 条 使用料の会計処理は、団地管理規約第 35 条第 1 項によりその全額を団地管理費の収入金とする。

（細則の制定及び変更等）

第 15 条 本細則の制定、変更又は廃止については、団地総会の決議によるものとする。

2. その他、本細則に定めのない事項については、理事会の定めによるものとする。

附 則

（施行）

第 1 条 本細則は、団地管理規約の効力発効日から施行する。

2. 本細則の改定は、2020年4月1日から施行する。